横浜市 お悔やみハンドブック

令和5年8月改訂

このたびのご逝去に、心からお悔やみ申し上げます。

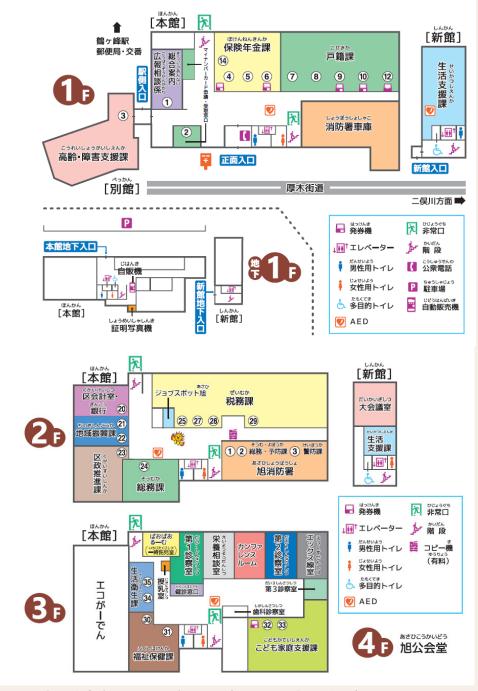
このハンドブックでは、ご遺族の方が

必要な手続をご案内しています。

亡くなられた方の状況等により手続が異なるため、

本ハンドブックを参考にしていただければと存じます。

旭区役所フロア案内



※旭土木事務所は区役所内にはございません。最終面をご参照ください。

~区役所での手続~

		と反所しの子形	Ü
		手続の名称と該当する状況	手続期限
	該当済	世帯主変更 〈該当する状況〉 亡くなった方は世帯主で、現在も同じ世帯に2人以上の方(15歳以上)がいる。	亡くなった日から14日以内
	該当済	印鑑登録証の返納 〈該当する状況〉 亡くなった方は印鑑登録証を持っていた。	なし
	該当済	国民健康保険の資格喪失 〈該当する状況〉 亡くなった方は横浜市国民健康保険に加入していた。	亡くなった日から14日以内
	該当済	国民健康保険の異動届(世帯主変更) 〈該当する状況〉 亡くなった方は世帯主で、同じ世帯に横浜市国民健康保険に加入している 人がいる。	亡くなった日から14日以内
	該当	国民健康保険の葬祭費支給申請 〈該当する状況〉 亡くなった方は横浜市国民健康保険に加入していた。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	該当済	後期高齢者医療制度の資格喪失 〈該当する状況〉 亡くなった方は後期高齢者医療制度に加入していた。	死亡届出後
	該当	後期高齢者医療制度の葬祭費支給申請 〈該当する状況〉 亡くなった方は後期高齢者医療制度に加入していた。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
ı	該当済	介護保険の資格喪失 〈該当する状況〉 亡くなった方は「年齢が65歳以上」または「65歳未満だが要介護(要支援)認定を受けていた。」	亡くなった日から14日以内

持ち物	受付窓口	手続方法
窓口に来た方の本人確認書類	旭区戸籍課 登録担当 区役所1階9番窓口 電話:045-954-6034	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
ご本人の印鑑登録証 ※郵送のときは、印鑑登録証を区役所戸籍課へ送付 してください。	旭区戸籍課 登録担当 区役所1階9番窓口 電話:045-954-6034	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●亡くなった方の国民健康保険被保険者証 ●窓口に来た方の本人確認書類 ●死亡を証明するもの(住民登録部署での処理が 完了している場合は不要) ※郵送での手続が出来る場合があります。 詳細は、担当窓口にお問合せください。 ●国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険 特定疾病療養受療証等(お持ちの場合)	旭区保険年金課 保険係 区役所1階4番窓口 電話:045-954-6134	郵送手続 可オンライン手続 不可
●世帯全員分の国民健康保険被保険者証 ●窓口に来た方の本人確認書類	旭区保険年金課 保険係 区役所1階4番窓口 電話:045-954-6134	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
●申請する方(葬祭を行った方)の本人確認書類 ●葬祭を行った方及び葬祭日を確認できる書類(葬儀 店の領収書、請求書または会葬礼状等) ●通帳または振込先口座を確認できるもの ※申請者以外の口座に振り込む場合は申請者の印鑑 (朱肉を使うもの)が必要です。 ●窓口に来た方の本人確認書類	旭区保険年金課 保険係 区役所1階5番窓口 電話:045-954-6138	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証●後期高齢者限度額適用認定証、後期高齢者特定疾病療養受療証等(お持ちの場合)●窓口に来た方の本人確認書類	旭区保険年金課 保険係 区役所1階5番窓口 電話:045-954-6138	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●申請する方(葬祭を行った方)の本人確認書類 ●葬祭を行った方及び葬祭日を確認できる書類(葬儀店の領収書、請求書または会葬礼状等) ●通帳または振込先口座を確認できるもの ※申請者以外の口座に振り込む場合は申請者の印鑑 (朱肉を使うもの)が必要です。 ●窓口に来た方の本人確認書類	旭区保険年金課 保険係 区役所1階5番窓口 電話:045-954-6138	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●窓口に来た方の本人確認書類 ●亡くなった方の介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証、介護保険負担限度額 認定証等(お持ちの場合)	旭区保険年金課 保険係 区役所1階4番窓口 電話:045-954-6134	郵送手続 可オンライン手続 不可

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当済	重度障害者医療証の返還、資格喪失の届出 〈該当する状況〉 亡くなった方は重度障害者医療費助成を受けていた。	死亡届出後
該日済	小児医療証の返還、資格喪失の届出 〈該当する状況〉 亡くなった方は小児医療費助成を受けていた。	死亡届出後
該当済	制福祉医療証の返還、資格喪失の届出 〈該当する状況〉 亡くなった方はひとり親家庭等医療費助成を受けていた。	死亡届出後
該当済	障害福祉サービス受給者証の返還 〈該当する状況〉 亡くなった方は障害福祉サービス受給者証を持っていた。	なし

●年金受給者について

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当	未支給年金の請求 (障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金) 〈該当する状況〉 亡くなった方は障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみを受給してい た。	お早めに受付窓口に お問合せください。
該当日済	未支給年金の請求 (老齢年金、遺族厚生年金等) 〈該当する状況〉 亡〈なった方は老齢年金、遺族厚生年金等を受給していた。	お早めに受付窓口に お問合せください。

●年金被保険者について

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当済	寡婦年金・死亡一時金・遺族基礎年金の請求、死亡届※ 〈該当する状況〉 亡くなった方は国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者または原則 65歳未満で過去に加入していた。	お早めに受付窓口に お問合せください。

亡くなった方が厚生年金保険(共済を含む)の被保険者または国民年金第3号被保険者に該当する場合は、年金事務所または各共済組合へお問合せください。

※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている国民年金第1号被保険者であれば、原則死亡届の届出は不要です。 ただし日本年金機構による国民年金関係の郵送物送付や国民年金保険料の口座振替等が止まらない場合は、マイナンバーと基礎年金番号が結びついてないことが考えられます。このような場合、届出が必要です。

持ち物	受付窓口	手続方法
重度障害者医療証	旭区保険年金課 保険係 区役所1階5番窓口 電話:045-954-6138	郵送手続 可 オンライン手続 不可
小児医療証	旭区保険年金課 保険係 区役所1階5番窓口 電話:045-954-6138	郵送手続 可 オンライン手続 不可
第 福祉医療証	旭区保険年金課 保険係 区役所1階5番窓口 電話:045-954-6138	郵送手続 可 オンライン手続 不可
障害福祉サービス受給者証	旭区区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115	郵送手続 不可 オンライン手続 不可

持ち物	受付窓口	手続方法
詳細は受付窓口にお問合せください。	★旭区保険年金課 国民年金係 区役所 I 階6番窓口 電話:045-954-6131	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
詳細は受付窓口にお問合せください。	年金事務所等(横浜西年 金事務所(電話:045- 820-6655)等)	郵送手続 不可 オンライン手続 不可

持ち物	受付窓口	手続方法
詳細は受付窓口にお問合せください。	★旭区保険年金課 国民年金係 区役所1階6番窓口 電話:045-954-6131	郵送手続 不可 オンライン手続 不可

★区役所では手続できない場合がありますが、その場合は受付窓口、持ち物等についてご案内します。 ※上記の条件や手続は、おおまかな目安ですので、手続の内容等により、異なる場合があります。 また、各給付にはそれぞれ要件があります。

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当	障害者手帳の返還 〈該当する状況〉 亡くなった方はいずれかの障害者手帳を持っていた。 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳)	なし
該当口済	障害者手帳の返還 〈該当する状況〉 亡〈なった方は精神障害者保健福祉手帳を持っていた。	なし
該当	各種障害手当の喪失届・未支払手当の請求 〈該当する状況〉 亡くなった方はいずれかの障害手当を受給していた。 ・特別障害者手当 ・経過的福祉手当 ・神奈川県在宅重度障害者等手当	手続する手当によって異なり ます。お早めに受付窓口にご 相談ください。
該当	各種障害手当の喪失届・未支払手当の請求 〈該当する状況〉 亡くなった方はこれらの障害手当を受給していた ・障害児福祉手当 ・神奈川県在宅重度障害者等手当	手続する手当によって異なり ます。お早めに受付窓口にご 相談ください。
該当	心身障害者扶養共済制度又は心身障害者扶養共済 年金の手続 【亡くなった方が加入者】死亡の届出 年金給付申請 【亡くなった方が受給予定者】死亡の届出 弔慰金給付申請(加入 後5年以上経過している場合) 【亡くなった方が年金受給者/年金管理者】死亡の届出 〈該当する状況〉 亡くなった方は心身障害者扶養共済制度に加入していた。または心身障害 者扶養共済年金を受給していた。	【年金/弔慰金給付申請】 亡くなった日から3年以内 【死亡の届出】 亡くなった日から14日以内 (目途)
該当済	自立支援医療 (更生医療) 受給者証の返還 〈該当する状況〉 亡〈なった方は自立支援医療(更生医療) 受給者証を持っていた。	死亡届出後

持ち物	受付窓口	· - - 手続方法
身体障害者手帳●愛の手帳(療育手帳)	18歳以上 旭区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス係 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115 18歳未満 旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
●窓口申請 精神障害者保健福祉手帳 ●郵送申請(精神障害者保健福祉手帳のみ) 返還届及び精神障害者保健福祉手帳 ※返還届は、市ウェブページからダウンロードできます。 横浜 精神 手帳 返還	旭区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス係 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115 【郵送】横浜市健康福祉 局精神通院医療・手帳事 務処理センター 電話:045-671-3623	郵送手続 可 オンライン手続 不可
(未支払手当請求書を提出する場合) ●振込先口座が確認できるもの ●請求者の印鑑(朱肉を使うもの)	旭区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス係 区役所別館1階3番窓口 電話:045-954-6115	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
(未支払手当請求書を提出する場合) 振込先口座が確認できるもの請求者の印鑑(朱肉を使うもの)	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
申請の内容によってご用意いただく書類が異なるため、 まず受付窓口でご相談ください。	18歳以上 旭区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス係 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115 18歳未満 旭区こども家庭支援課 子育で支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
自立支援医療(更生医療)受給者証	旭区区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115	郵送手続 可 オンライン手続 不可

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当	自立支援医療 (育成医療) 受給者証の返還 〈該当する状況〉 亡くなった方は自立支援医療 (育成医療) 受給者証を持っていた。	死亡届出後
□当済	自立支援医療 (精神通院) 受給者証の返還 〈該当する状況〉 亡〈なった方は自立支援医療 (精神通院) 受給者証を持っていた。	なし
該当済	特定医療費(指定難病)受給者証の返還 〈該当する状況〉 亡〈なった方は特定医療費(指定難病)受給者証を持っていた。	患者が受診していたすべての 医療機関での支払いが完了 した後、すみやかに(Iか月を 目途)
該口済	被爆者健康手帳(または第一種健康診断受診者証、 第二種健康診断受診者証)の返還 〈該当する状況〉 亡くなった方は被爆者健康手帳(または第一種健康診断受診者証、第二種 健康診断受診者証)を持っていた。	亡くなった日から14日以内
該当	葬祭料の申請 〈該当する状況〉 亡〈なった方は被爆者健康手帳(または第一種健康診断受診者証、第二種 健康診断受診者証)を持っていた。	すみやかに
該当済	 被爆者援護費受給資格喪失手続 被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成資格喪失手続 〈該当する状況〉 亡くなった方は被爆者健康手帳(または第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証)を持っていた。 	すみやかに
該当済	被爆者のこども健康診断受診証の返還 〈該当する状況〉 亡くなった方は被爆者のこども健康診断受診証を持っていた。	すみやかに

持ち物	受付窓口	- - - 手続方法
自立支援医療(育成医療)受給者証	旭区こども家庭支援課 こども家庭係 区役所3階32番窓口 電話:045-954-6151	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●窓口申請 自立支援医療(精神通院)受給者証 ●郵送申請(自立支援医療(精神通院)受給者証のみ) 返還届及び自立支援医療(精神通院)受給者証 ※返還届は、市ウェブページからダウンロードできます。 横浜 精神通院 返還	旭区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス係 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115 【郵送】横浜市健康福祉 局精神通院医療・手帳事 務処理センター 電話:045-671-3623	郵送手続 可 オンライン手続 不可
特定医療費(指定難病)受給者証	旭区高齢・障害支援課 高齢・障害サービス係 区役所別館3番窓口 電話:045-954-6115	郵送手続 可 オンライン手続 不可
 ●被爆者健康手帳(または第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証) ●死亡診断書または死体検案書(写し可) ●手当受給があった場合、手当証書 ●厚生労働大臣から認定疾病の認定を受けていた場合、認定証 	旭区福祉保健課 健康づくり係 区役所3階30番窓口 電話:045-954-6146	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
●死亡診断書または死体検案書(写し可)●会葬御礼または申立書等●葬祭料の振込先口座番号が確認できるもの	旭区福祉保健課 健康づくり係 区役所3階30番窓口 電話:045-954-6146	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
 ●被爆者援護費受給資格喪失・氏名・住所等変更届 ●被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成資格喪失・氏名・住所変更届 ※郵送の場合は、横浜市健康福祉局健康推進課へ送付願います。詳細は市ウェブページでご確認ください。 横浜 被爆者 援護 	旭区福祉保健課 健康づくり係 区役所3階30番窓口 電話:045-954-6146	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●被爆者のこども健康診断受診者証返還書 ●被爆者のこども健康診断受診証 ※郵送の場合は、神奈川県生活援護課へ送付願いま す。詳細は県ウェブページをご確認ください。 横浜 被爆者 こども	旭区福祉保健課 健康づくり係 区役所3階30番窓口 電話:045-954-6146	郵送手続 可 オンライン手続 不可

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当済	廃業届、廃止届、相続による営業許可承継届等の手続 〈該当する状況〉 亡くなった方が営業許可等(食品、理美容、薬局、動物取扱業等)を受けて いた。	営業されていた業種に より異なります。
該当	籍(名簿)登録の抹消 〈該当する状況〉 亡くなった方が医療関係(医師、看護師等)及び衛生関係(クリーニング師、 製菓衛生師等)の免許を所持していた。	免許の種類によって 異なります。
該当日済	飼い犬の所有者変更の手続 〈該当する状況〉 亡くなった方が犬を飼っていた。	亡くなった日から30日以内
該当	現所有者(相続人等)による固定資産税に係る現所有者の申告 〈該当する状況〉 亡くなった方は土地・家屋を所有していた。 ※既にその土地・家屋の相続人等が法務局(登記所)で相続登記(所有権 移転登記)を完了している場合は不要 (令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。)	現所有者であると知った日の 翌日から3か月以内
該当	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車手続 〈該当する状況〉 亡くなった方は原動機付自転車・小型特殊自動車のいずれかを持っていた。	亡くなった日から30日以内
該当	原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更 〈該当する状況〉 亡くなった方は原動機付自転車・小型特殊自動車のいずれかを持っていた。	新たに所有者となった日から 15日以内
該当	市税の口座振替変更 〈該当する状況〉 亡くなった方名義の口座で市税の納付を行っていた。	なし

持ち物	受付窓口	手続方法
営業されていた業種により届出の種類や必要な書類 が異なります。詳細は受付窓口にお問合せください。	旭区生活衛生課 ①食品衛生係 区役所3階34番窓口電話:045-954-6166 ②環境衛生係 区役所3階35番窓口電話:045-954-6168	郵送手続 一部可オンライン手続 一部可
●免許証 ※免許の種類によって死亡診断書等の必要な書類が あるため、詳細は受付窓口にお問合せください。	旭区生活衛生課 食品衛生係 区役所3階34番窓口 電話:045-954-6166	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
詳細は受付窓口にお問合せください。	旭区生活衛生課 環境衛生係 区役所3階35番窓口 電話:045-954-6168 ※新しい飼い主が市外在 住の場合、お住いの自治 体でお手続が必要になり ます。	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
●固定資産現所有者申告書 ●法定相続情報一覧図の写し 又は被相続人及び相続人の戸籍(除籍)謄本 ●相続人の住民票の写し(ただし、住民票の写し以外で相続人の住所が確認できる場合は不要) ●法定相続以外の場合は、遺産分割協議書など相続の内容を証する書類及びこれらの書類に押印された印鑑の印鑑登録証明書	旭区税務課 ①土地担当 区役所2階29番窓口 電話:045-954-6047 ②家屋担当 区役所2階29番窓口 電話:045-954-6053	郵送手続 可オンライン手続 不可
●ナンバープレート ●窓口に来た方の本人確認書類 ●標識交付証明書	旭区税務課 市民税担当 区役所2階27番窓口 電話:045-954-6042	郵送手続 可 オンライン手続 不可
詳細は受付窓口にお問合せください。	旭区税務課 市民税担当 区役所2階27番窓口 電話:045-954-6042	郵送手続 不可 オンライン手続 不可
●納税通知書●相続人の通帳、届出印●本人確認書類	財政局納税管理課 電話:045-671-3747	郵送手続 可オンライン手続 不可

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当済	児童手当 未支払請求手続/受給者変更の手続 等 〈該当する状況〉 亡くなった方は児童手当を受給していた。	亡くなった日の翌日から 15日以内
該当済	児童扶養手当の手続 〈該当する状況〉 ご両親のいずれかが亡くなったことによってひとり親家庭となった。	すみやかに
該当済	児童扶養手当の受給資格者死亡届 〈該当する状況〉 亡くなった方が児童扶養手当を受給していた。	亡くなった日から14日以内
該当済	児童扶養手当 額改定(減額)届 〈該当する状況〉 亡くなった方は児童扶養手当の対象児童で、同じ世帯にも対象児童がいる。	すみやかに
該当済	児童扶養手当 資格喪失届 〈該当する状況〉 亡くなった方は児童扶養手当の対象児童で、同じ世帯に対象児童はいない。	すみやかに
該当済	保育所等 利用・認定取消 〈該当する状況〉 保育園・幼稚園等を利用している児童が亡くなった。	すみやかに
該当済	保育所等 世帯構成の変更 〈該当する状況〉 保育園·幼稚園等を利用している児童と同居されているご家族が亡くなった。	すみやかに
該当	特別児童扶養手当 受給資格者死亡届 〈該当する状況〉 亡〈なった方は特別児童扶養手当を受給していた。	亡くなった日から14日以内

持ち物	受付窓口	手続方法
●請求する方の本人確認書類 ●請求する方の振込口座情報が確認できるもの	旭区こども家庭支援課 こども家庭係 区役所3階32番窓口 電話:045-954-6151	郵送手続 可 オンライン手続 不可
請求する方と対象児童の戸籍謄・抄本請求する方の本人確認書類請求する方の通帳の写し	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
受給資格者の死亡及び死亡日が確認できる書類	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
対象児童の死亡及び死亡日が確認できる書類	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
対象児童の死亡及び死亡日が確認できる書類	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
状況により異なります。 詳しくは受付窓口にお問合せください。	旭区こども家庭支援課 保育担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6173	郵送手続 可 オンライン手続 不可
状況により異なります。 詳しくは受付窓口にお問合せください。	旭区こども家庭支援課 保育担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6173	郵送手続 可 オンライン手続 不可
受給資格者の死亡及び死亡日が確認できる書類	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可

	手続の名称と該当する状況	手続期限
該当	特別児童扶養手当 未支払請求 〈該当する状況〉 亡くなった方は特別児童扶養手当を受給していた。	すみやかに
該当	特別児童扶養手当の新規認定請求 〈該当する状況〉 亡くなった方は特別児童扶養手当を受給していた。	すみやかに
該当済	特別児童扶養手当 額改定 (減額) 届 〈該当する状況〉 亡くなった方は特別児童扶養手当の対象児童で、同じ世帯にも対象児童が いる。	すみやかに
該当済	特別児童扶養手当 資格喪失届 〈該当する状況〉 亡くなった方は特別児童扶養手当の対象児童で、同じ世帯に対象児童はいない。	すみやかに
該当	道路占用許可 権利譲渡許可申請書 〈該当する状況〉 亡くなった方は道路占用許可を受けていたが、相続人が権利を承継する。	すみやかに (横浜市道路占用規則)
該当	道路占用許可 廃止届 〈該当する状況〉 亡〈なった方は道路占用許可を受けていたが、廃止する。	すみやかに (横浜市道路占用規則)
該当	河川・一般下水道 (水路) 占用許可 地位承継届 〈該当する状況〉 亡くなった方が、河川占用・一般下水道 (水路) 占用許可を受けていたが、 相続人が権利を承継する。	承継の日から30日以内 (河川法第33条)
該当	河川・一般下水道 (水路) 占用許可 廃止届 〈該当する状況〉 亡くなった方が、河川占用・一般下水道 (水路) 占用許可を受けていたが、 廃止する。	承継の日から30日以内 (河川法第33条)

持ち物	受付窓口	手続方法
●請求する方の本人確認書類●請求する方の通帳の写し	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●請求する方と対象児童の戸籍謄・抄本 ●請求する方の本人確認書類 ●請求する方の通帳又はキャッシュカード	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可オンライン手続 不可
対象児童の死亡及び死亡日が確認できる書類	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
対象児童の死亡及び死亡日が確認できる書類	旭区こども家庭支援課 子育て支援担当 区役所3階33番窓口 電話:045-954-6117	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●権利譲渡許可申請書●承継したことが分かる書類(登記簿等)	旭土木事務所 電話:045-953-880 I	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●廃止届●廃止し、原状回復したことが分かる書類(現場写真等)	旭土木事務所 電話:045-953-8801	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●地位承継届●承継したことが分かる書類(登記簿等)	旭土木事務所 電話:045-953-8801	郵送手続 可 オンライン手続 不可
●廃止届●廃止し、原状回復したことが分かる書類(現場写真等)	旭土木事務所 電話:045-953-8801	郵送手続 可 オンライン手続 不可

●市役所等での主な手続

詳細は各問合せ先にご確認願います。令和5年4月時点

	対象	主な手続	
□ □ 該当 済	上下水道	●水道を使用しない場合 …使用中止の手続 の使用をやめる場合 …水道を引き続き使用する場合 …名義変更等の手続 ●減免対象者※が亡くなった場合 …減免解除の手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
□ □ 該当 済	農地	●農地相続の届出 (農地法第3条の3の届出)	
該当済	森林	●森林の相続の届出	
該当 済	市営住宅	●同居者が亡くなった場合 ●退居される場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
□ □ 該当 済	市営墓地	●使用権承継(名義の変更) ●新たに市営墓地・納骨堂を探す	
□ □ 該当 済	遺品整理 などに伴う ごみの処理	●遺品整理の注意点 遺品整理等を業者に依頼する場合は、右問合せ先の注意点を御確認ください。●一時多量ごみの処理 一度に多量に出るごみの処理は、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者 に依頼してください。御自分で市の処理施設等に持ち込むこともできます。	
該当 済	診療所、歯科診 療所、助産所	●医師、歯科医師、助産師が亡くなった場合・・・個人で開設している場合は、届出が必要です。	
□ □ 該当 済	空き家	●空き家(昭和56年5月31日以前に建築された家屋)をお持ちの場合家屋及びその敷地を相続した方が、概ね3年以内に耐震改修又は取り壊し後にその家屋又は敷地を譲渡すると、確定申告時に特別控除を受けられる場合があります。その際、市が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要となります。その他にも要件がございますので、事前にご相談ください。 ●空き家を所す・管理されている方向けの一般的な相談「空家の総合案内窓口」へご連絡ください。 専門的な相談が必要な場合は、適切な専門家団体を紹介します。	

問い合わせ

水道局お客さまサービスセンター (24時間365日受付) 電話:045-847-6262

環境創造局経理経営課 電話:045-671-2826

※減免対象者の詳細については市ウェブページをご確認ください。

横浜市 水道 減免



手続の詳細は市ウェブページでご案内しています。 ※詳細は管轄の委員会にお問合せください。

【鶴見・神奈川・保土ケ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑】 横浜市中央農業委員会

電話:045-948-2475

横浜市 農地の権利移動

【井戸水等を利用した下水道の使用について】

【西·中·南·港南·磯子·金沢·戸塚·栄·泉·瀬谷】 横浜市南西部農業委員会 電話:045-866-8495

相続により、森林※の土地を取得した場合は届出が必要です。 (※森林法で規定する「地域森林計画対象民有林」が対象) 手続の詳細を市ウェブページでご案内しています。

環境創造局緑地保全推進課 電話:045-671-3534

横浜市 森林の所有者届出制度



各住宅を管理する指定管理者事務所へお問合せください。

横浜市 指定管理者事務所



市営墓地を使用の場合…お使いの墓地管理事務所又は健康福祉局環境施設課 新たに市営墓地・納骨堂をお探しの場合・・・健康福祉局環境施設課 電話:045-671-2450

●業者に処理を依頼する場合の依頼先

※一般廃棄物処理業者名簿ページ内の 「一般廃棄物収集 運搬業許可業者一覧」

横浜市 一般廃棄物 許可業者



●市の施設に御自分で持ち込む場合の問合せ先 お住まいの区の資源循環局事務所

横浜市 資源循環局 事務所



遺品整理や家の 片付けを業者に依頼する 場合の注意点



医療局医療安全課 電話:045-671-2414

●空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除 ●空家の総合案内窓口 建築局住宅政策課

電話:045-671-4121

3,000万円の特別控除

をご覧ください。



横浜市住宅供給公社 住まいるイン 電話:045-451-7762 (10時~17時 定休日は、土日、祝日、年末年始)

空家の総合案内窓口



手続の詳細を市ウェブページで ご案内しています。

横浜市 空家対策



交通事故や犯罪被害にあわれた場合

被害後に直面する様々な問題について、必要な情報 や制度等をご案内します。ご家族が困っていること、悩 んでいること、心身の不調等、何でもご相談ください。 横浜市犯罪被害者相談室 電話:045-671-3117 (受付時間平日9時~17時)

FAX:045-681-5453

メール:sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

相続のご相談

市役所3階市民相談室や各区役所広報相談係で 弁護士の法律相談や司法書士相談などの相談を 行っています。(無料/予約制)

市役所3階市民相談室

電話:045-671-2306 FAX:045-663-3433

- ※弁護士の法律相談や司法書士相談を利用できるのは、 市内在住の方に限ります(区の相談は区内在住の方)。
- ※亡くなられた方の住所地が市内であっても相談者が市外在住の場合は利用いただけません。

大切な人を自死(自殺)で亡くされた方へ

自死遺族ホットライン 専門の相談員がゆっくりお話を伺います。 自死遺族の集い「そよ風」

遺族への情報提供や遺族同士が安心して思いを語り合う集いです。

横浜市 自死遺族 支援

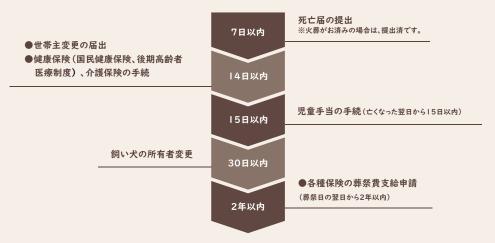


●【参考】市・区役所以外での主な手続

対象	主な手続	問合せ先
国税	相続税、所得税の申告	亡くなった方の住所地を管轄する税務署
不動産 登記関係	土地・家屋等の相続登記 ※令和6年4月から義務化されます	 相続する不動産の所在地を管轄する法務局
	普通自動車の税金	亡くなった方の住所地を管轄する県税事務所
車	普通自動車・バイク(125CC超)の名義変更	関東運輸局 神奈川運輸支局
	軽自動車の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所

~メモ~

主な手続の目安



※上記の表は目安です。上記期限よりも速やかに手続が必要なものもありますので、 詳細については手続の受付窓口にご相談願います。

●所在地

	所在地	代表電話
旭区役所	〒241-0022 旭区鶴ケ峰1-4-12	045-954-6161
旭土木事務所	〒241-0032 旭区今宿東町1555	045-953-8801

●各区役所の開庁時間

月曜日~金曜日/8:45~17:00(祝日・休日・12月29日~1月3日を除く)

●第2・第4土曜日の区役所窓口開庁について

第2.第4土曜日/9:00~12:00

- ・戸籍課の業務(戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーカードなど)
- ・保険年金課の業務(国民健康保険、国民年金など)
- ・こども家庭支援課の一部業務(児童手当の申請・受付、母子健康手帳の交付)

お悔やみ手続の「手続ガイド」について

横浜市ウェブサイトでは、複数の質問に回答することで、必要な手続を抽出できる「手続ガイド」を掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-

hoken/todokede/kojo/tetsudukigaidokuyami.html

必要な持ち物の確認も可能ですので、スマートフォンやパソコンをお持ちの方は、こちらもご参照ください。

